

第13回「化学物質と環境に関する政策対話」

議事録

1 日時 平成30年1月18日(木) 10:00~12:00

2 場所 大手町サンスカイルーム 24階 E室

(東京都千代田区大手町2丁目6番1号 朝日生命大手町ビル)

3 出席者

【メンバー】(敬称略、座長を除き五十音順)

北野 大	秋草学園短期大学 学長[座長]
亀屋 隆志	国立大学法人横浜国立大学 大学院環境情報研究院 准教授[座長]
村山 武彦	国立大学法人東京工業大学 環境・社会理工学院 教授[座長]
有田 芳子	主婦連合会 会長
石井 一弥	一般社団法人日本化学工業協会 常務理事
井上 賢吾	日本石鹼洗剤工業会 環境委員長
梅田 珠実	環境省 大臣官房 環境保健部長
漆原 肇	日本労働組合総連合会 総合労働局 雇用対策局長
大友 哲也	農林水産省 大臣官房 参事官
奥村 伸人	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課長
小野 光司	日本生活協同組合連合会 環境事業推進部
片木 敏行	一般社団法人日本化学工業協会、住友化学株式会社 常務理事・生物環境科学研究所長
橋高 真佐美	オーフス条約を日本で実現するNGO ネットワーク 運営委員
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
酒向 清	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 JEC 総研代表
瀧口 博明	環境省 大臣官房 環境保健部 環境安全課長
中地 重晴	熊本学園大学 社会福祉学部 教授
中西 康雄	大阪府 環境農林水産部 環境管理室長
渕岡 学	厚生労働省 医薬・生活衛生局医薬品審査管理課 化学物質安全対策室長
米川 和雄	電機・電子4団体 製品化学物質専門委員会委員長、パナソニック株式会社

4 議題

■ これまでの議論における共通認識のとりまとめ

「化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組にむけて（案）」

■ 各主体からの話題提供

5 議事

（事務局） それでは、定刻となりましたので、第13回「化学物質と環境に関する政策対話」を開催致します。初めに、今回から新たに御参加いただくメンバーの御紹介をさせていただきます。お手元の座席表と議事次第の隣にあります出席者一覧を御覧下さい。日本労働組合総連合会、丸田満様に代わりまして、新たに漆原肇様に御参加いただいております。新たに御参加いただくメンバーは漆原様になりました、その他御欠席の方としましては、一般社団法人日本自動車工業会環境委員会製品化学物質管理部会副部会長の浅田聰様、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議事務局長の中下裕子様から御欠席の御連絡をいただいております。また、環境省大臣官房環境保健部長、梅田珠実様は本日後半から御参加いただきます。このほか、崎田様、井上様は少し到着が遅れているとのことでございます。事務局は、環境省大臣官房環境保健部環境安全課とみずほ情報総研でございます。よろしくお願い致します。この政策対話は公開で開催しており、プレスの取材の方々も傍聴席にお見えになることをあらかじめ申し添えさせていただきます。次に、配付資料について御案内がございます。今回は環境負荷削減の観点から資料のペーパーレス化を実施しております。一般傍聴の皆様には事前にダウンロードをお願いしておりました資料をノートパソコン、タブレット等の端末で御確認いただくか、会場内のスクリーンに投影致しますので、そちらを御覧ください。それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料の確認をお願い致します。議事次第の後ろからですが、資料1－1 「化学物質管理に関する「化学物質と環境に関する政策対話」メンバーの共通理解（座長取りまとめ）」、資料1－2 「化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて」、資料1別添「前回までの議論の概要」、資料2－1 「第五次環境基本計画の構成について（事務局素案）」、資料2－2 「労働安全衛生分野における施策の紹介」、参考資料1 「化学物質と環境に關

する政策対話設置要綱案」、参考資料2「第12回「化学物質と環境に関する政策対話」議事録」、参考資料2別添「第12回政策対話における一般傍聴者アンケート結果（抜粋）」をお配りしております。全てお手元におそろいででしょうか。不足などございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。なお、ホームページに掲載しているものから資料1-2について一部修正をさせていただいておりますので、あらかじめ御了承いただければと思います。一般傍聴の皆様には、議事次第と資料1-2、そして、本日の御感想などを記入いただくアンケート用紙をお配りしております。議事の都合上、一般傍聴の皆様からご意見を頂戴する時間がございませんので、ご意見はアンケート用紙に記入いただき、お帰りの際、受付にお渡しくださいますようご協力をお願い致します。続きまして、参考資料1の設置要綱案についてご確認をいただきたく存じます。冒頭に述べました通り構成メンバーが変更となっておりますので、設置要項の裏側、別紙、構成メンバーを修正させていただいております。なお、構成メンバーが変わるたびに1ページ目の設置要綱の改訂日を記載すると煩雑になりますので、構成メンバーの変更の修正のみの場合には、別紙の下に注記としてメンバーの変更履歴を残すこととしたいと思います。特段のご異論がなければ、1ページ目のタイトルにある設置要綱案の「案」をとらせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、「案」とりをさせていただきます。また、本日の議事進行でございますが、事務局案としては村山先生にお願いできればと考えておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。次に、本日の議事の概要を御紹介させていただきます。本日の議事は2つございまして、まず、これまでの議論における共通認識の取りまとめをお願いします。2つ目としましては、各主体からの話題提供ということで、環境省、瀧口課長、厚生労働省、奥村課長から御発表いただきます。最後に1点事務局からのお願いがございます。御出席いただきました方々におかれましては、中立性や組織を代表してという点もあろうかと思いますが、意見交換の場としてぜひ個人的なお考えも含めまして、活発なご発言をお願いしたいと思います。それでは、この後の議事進行を座長の村山先生にお願い致します。

(村山座長) それでは、よろしくお願い致します。今日は先ほど御説明がありましたように大

きく2つ議題が上がっています。まず、1つ目ですが、これまでの議論における共通認識の取りまとめということで、こちらについてまず御議論をお願い致します。前回、8月31日にこの政策対話が開かれて、その中でメンバーの共通理解という形で座長取りまとめというものを紹介させていただきました。今回はその内容をやや具体化するということで資料を用意していただいている。これについてまず御説明をお願いしたいと思います。資料1-1、それから、資料1-2、資料1別添ですね。よろしくお願い致します。

(事務局) では、まず資料1-1をご覧ください。こちらは前回の政策対話で座長取りまとめをしていただいたメンバーの共通理解のペーパーです。前回の議論を踏まえまして、一部修正した点について御説明させていただきます。まず、1ポツの最初の段落、下から2行目のところですけれども、「事後的な対応ではならないとの考え方方に立ち」というところを追記させていただいている。こちらは前回、予防が基本であるという議論をふまえて、このような表現を入れさせていただきました。続いて、2ポツの2つ目の黒丸の後半部分ですが、前回ですと、「教育を推進し、人材育成を図ること」となっていたところを「学校教育や社会人教育などを推進し、ライフステージに応じた人材育成を図ること」と修正をさせていただきました。この共通理解をベースにしまして、これまでの議論を踏まえて作成したものが資料1-2になります。資料1-2を御覧ください。こちらは題名を「化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて（案）」としています。前回までリテラシーというキーワードを用いておりましたけれども、解釈がわかりにくいというご意見もありまして、このように「理解力の向上」という形で表現を変えさせていただいている。本資料につきましても、ポイントを絞って御説明させていただきます。まず、1ポツ目、化学物質と環境リスクに関する理解力を身につけることの重要性です。化学物質は、その様々な恩恵や利便性（ベネフィット）により、私たちの生活になくてはならないものとなっています。一方で、その固有の性質として有害性を持つものもあり、その取扱いや管理の方法によっては環境リスクが懸念されると。2段落目にいきまして、このような化学物質の製造から流通、使用、そして廃棄に至るまで、化学物質のライフサイクル全体を捉えて、その恩恵を享受しつつ、環境リスクを理解する力を身につけることが極めて重要でござい

ます。このためには、様々な主体が理解力を身につける機会を提供し、化学物質の利用者がその力を向上させることにより、自ら環境リスクを適切に判断し、低減するための行動につなげることが期待されるとしております。続いて、2、様々な世代・主体の参加のところでございます。化学物質と環境リスクに関する理解力を身につける段階は、義務教育、高等教育機関といった教育課程や事業所等でのOJT、あるいは消費者教育や社会人教育など幅広いライフステージに至ります。また、化学物質と環境リスクに関する理解が社会の中で広く効果的に浸透するためには、各主体がその社会的役割に応じて行動することが求められます。その観点としては、例えば事業者の中には経営者や労働者の視点が含まれます。また、市民の中には、親や消費者などの視点も含まれます。この観点から、理解力の向上に向けた基盤として、各主体間の情報共有を推進すること、化学物質を適切に管理し、活用していくための学校教育や社会人教育などを推進し、ライフステージに応じた人材育成を図ることが重要であるとしております。続いて、3、各主体及び主体間連携による取組です。化学物質と環境リスクに関する理解力の向上に向けて、各主体がそれぞれに取組を進めております。これらの取組を紹介するとともに、今後さらに期待される役割について以下に整理しております。まず、2ページ下の行政のところです。国レベルの取組としましては、今回のような政策対話のほか、化学物質の完全管理に関するシンポジウムを開催しています。環境省では、化学物質アドバイザーの派遣や市民・地方公共団体向けのガイドブック、また、化学物質ファクトシートを提供しております。経済産業省では、その下になりますが、地方公共団体の職員を対象とした研修の中でリスクコミュニケーションの講義・演習を行うとともに、事業者が自発的にGHSに対応したSDSを作成できるための講習会を実施しております。さらに、両省では、PTR制度を通じて各事業所から化学物質の排出・移動量のデータをホームページ上で公開しております。3ページ目に入りまして、厚生労働省の取組です。危険有害化学物質等についてGHS分類を行い、モデルラベル・モデルSDSを「職場のあんぜんサイト」等で公開しているほか、専門知識がなくても簡易なリスクアセスメントの実施を可能とするコントロールバンディング等の支援ツールを公開しています。また、無料窓口の相談や企業への専門家の派遣等も実施されています。また、その下

に地方公共団体の取組を書いておりまして、有害ごみの分別やセミナーの開催といった取組のほかに、大規模災害に備えた化学物質による環境リスクの低減等を事業者が検討・実施するに当たっての対策事例集を作成している取組もございます。こういった現状を踏まえまして、行政による今後の取組の方向性としては、最新の情報を反映したガイドブック等の内容更新やわかりやすさの追求、また、有害性情報を始めとするリスク評価に必要なデータベースや環境リスク評価、リスク低減に向けた取組事例集の拡充も必要であるということを記載させていただいています。3ページ下、事業者の取組についてです。以前、論点整理の中でも紹介させていただきましたが、子供を対象とした化学実験のワークショップや市民や地域住民への情報共有や対話集会の開催などについて、紹介しております。めくっていただいて、4ページをご覧ください。ここから労働者向けの取組を御紹介しております。前回御紹介いただいた化学プラント等の保安・防災に係るリーダー研修を実施されている以外にも、労働者自らが資格取得を目指す中で、化学物質とリスクに関する知識を習得している例もあります。また、その下、中小事業者を中心とした企業内の専門的人材の不足に対する教育プログラムの提供などもあります。以上のような現状を踏まえまして、事業者による今後の取組の方向性としては、経営者の理解のもとに子供や市民を対象とした普及啓発や対話の継続的な実施、事例の共有、他の事業者・地域への展開が期待されているとしております。続いて、4ページ後半から教育機関についてです。我が国の学校教育の現場では、化学物質と環境リスクに関する理解力を向上させる要素として、社会、理科、保健体育、家庭など各教科の特質に応じて扱われております。一方、海外、例えば米国、英国、カナダでは、小中高の理科、サイエンスの教科の中で化学物質の性質や取り扱い上の危険性等の基礎的な理解の上で、学年が上がるにつれて解決策を考えるような教育がなされております。以上のような現状を踏まえまして、教育機関における今後の取組の方向性としては、海外の例も参考に学習指導要領に示す教育内容を実施するほか、教科横断的な視点で児童生徒の発達段階に応じて学習内容について工夫することが期待されるとしております。続いて、5ページ目真ん中より市民について記載しております。最初の段落、2行目から、自らの生活で使用する化学物質を適切に取り扱い、健康への影響や環境負荷を意識して環境

リスクを低減するための行動をとることが望まれていると。そのために、まずは身近な製品について化学物質に関するラベル表示や取扱説明書に沿って適切に利用することや、自治体の指示に沿ったごみの分別を行うこと、より環境リスクの小さい製品の選択とそのためのコストの適切な負担することが求められるとしています。環境学習の機会を通じて学ぶことに加えまして、市民自身が日々の生活の中で化学物質の環境リスクを判断し行動すること、リスクコミュニケーション等の対話へつなげていくことが望ましいとしております。次ページの主体間連携のところを御覧ください。行政や事業者、地域の市民団体が環境に関する講座や体験型のワークショップなどを開催するなど、地域レベルでの取組が行われております。その下の段落ですが、こういった状況を踏まえまして、主体間における今後の取組の方向性としては、互いの情報共有に対する期待や課題をわかりやすく伝え合い、地域における環境学習の場を活用した主体間連携を促す取組、また、市民向けの講座の継続的な開催や社会人教育の充実など様々な検討や取組が進められていくことが望ましいとしております。ここまで各主体及び主体間連携の取組と今後の期待される役割を御紹介しましたが、最後、4、将来に向けた視点はまとめとなっております。特に2段落目のところですけれども、新たな化学物質は今後も製造・利用されていきます。また、化学物質に対する科学的知見も蓄積されていきます。こうした中で、化学物質と環境リスクに関する理解力が向上し、各主体及び主体間連携による取組を継続的・発展的に実施していくことが重要だとしております。資料1別添につきましては、前回までの議論の概要でございますので、説明は省略させていただきます。資料の説明は以上です。

(村山座長) どうもありがとうございました。今御説明いただいたように、前回、共通理解ということでひとまず取りまとめをしましたが、その内容をやや具体化するということで今回資料1-2を用意していただいている。御紹介がありましたように、最初の1のところでこういった点の重要性、2番目で様々なタイプの世代あるいは主体の参加が重要だと。3番目に各主体についてより具体的に紹介されています。それぞれ御覧いただくとわかりますように、各主体のところについて現状の取組に加えて今後どういうことが求められるかと、そういった方向性についても案として出していただいていることになります。最後のページ

は各主体の連携と将来に向けた視点ということで、全部で6ページになります。議題1については、まずこの内容についてそれぞれのお立場から御議論、御意見を出していただきまして、あまり大きな修正がなければ今回で取りまとめになりますが、恐らくいろいろご意見あると思いますので、ぜひ出していただき、取りまとめに向けて進めていきたいと考えております。それでは、お気づきの点がありましたらぜひお出しいただければと思います。いかがでしょうか。では、漆原さん、どうぞ。

(漆原委員) 連合の漆原でございます。今回からの参加ということで、これまでの議論の積み重ねをあまり理解せずに発言をしてしまっているとすれば、申し訳ございません。行政の2ページ目から3ページ目のところについてですけれども、行政の施策に関する情報提供や連携について、行政が実施している規制の変更点や注意すべき点についての情報提供というのは必要だと思っております。あと、それに加えて化学物質を製造・運搬・使用するという場面から、それに伴う公的資格制度がございます。必要資格から業務独占資格事業までありますので、こうした資格の取得を通じた教育もあろうかと思います。労働者の箇所にもそういうものを記載していただきたいのがたいのですが、資格の取得で賃金が上がることなどのインセンティブがあるのでやっている部分もあります。例えば厚労省の労働安全衛生上の資格とか、あるいは消防法にもとづいて運搬、ガソリンスタンド等で危険物取扱乙4とか、そういう資格を勉強しているうちに化学物質の知識を高めていく、あるいは制度の改正があればその改正の情報を提供していくことになりますので、そういうところについても言及いただければ助かります。次に事業者の中の労働者のところです。4ページ目のところですけれども、製造されるところにもOJTで色々な研修があります。雇い入れ時の研修や異動、配置転換の時の研修、この場合、OJTも当然ございますが、基本的には使用するあるいは運搬する場面を考えますと、どういう化学物質がどこに利用されていて、それに対してどういうリスクアセスメントを事業者がやって、事業者が対策を実施した結果どういうリスクがあるので、どういう措置をしましたという情報、さらに、残ったリスクはどれだけですということを労働者に提供していただいていることが多分ほとんどの事業場でやられていると思いますので、そういうことを記載いただければと思っているところ

です。もちろんそういった情報提供がなく事故が起こっているケースもありますが、多くの事業場ではそういった対応がされているのではないかと思っております。教育機関のところなのか、市民のところなのか、4ページ、5ページのどちらなのかちょっと悩ましいのですが、確かに知識としての情報というのは、それはそれで十分必要だと思います。ただ、化学物質に対する危険の感受性や、その向上というのは、理解力というカテゴリーに入るのかどうかあまりわかりません。例えば消費者のところでいえば、塩素系の洗剤の「まぜるな危険」という表示が出てきたタイミングであったと思いますが、塩素系の洗剤に酸性の洗剤をまぜて塩素ガスが出てしまうと。当然刺激臭はありますけれども、空気より重いので下に滞留をするとと思うのですが、知識だけではなくて、この臭いは危ないという危険性への感受性が高ければ、換気をしたり、その場を離れたりといった対応が可能だと思います。そういった意味では教育機関において、知識とは別に「どうやって危険性の感受性を高めるか」ということを教えるのはなかなか難しいかもしれませんそれは理解力というカテゴリーに入るかあまりわかりませんが、感受性が高ければ、その後の対応が違うのかなと。それは事業場でいえば、労働者の危険性に対する感受性が高ければ、いざというときに災害や暴露を防ぐことも可能になりますので、あわせて考えていただければと思っているところでございます。もちろん事業場においては事業主による化学物質対策がまず実施され、労働者への対策というのはその残余のリスクをどう減らしていくかという部分ですけれども、それについても検討いただければと思っているところです。

(村山座長) ありがとうございました。まず、行政のところについては、規制の動向についての情報提供というお話を1つありました。これは今日も2つ目の議題のところで少しそれに関連する御報告はあるわけですが、こういった場だけではなくて、様々な場での情報提供があってもいいのではないかということですね。あと、2つ目として公的な資格による人材育成に関する効果ということについてもお話をあったと思います。それから、事業者のところについては、使用者から労働者への情報提供という点も加えた方がいいのではないか。あと、最後に教育機関、市民に関連することとして、危険に関する感受性あるいはセンスという感じでしょうか。知識も大事だけれども、そういったものに対する基本的な感

受性、センスについても育んでいくということについてお話をあったと思います。以前にも国内外で使われている小学校の教科書のようなものも提供いただいて、やはり早い段階からこういった点について取り組む機会をつくったほうがいいのではないかというお話はあったと思いますが、その点についてもう少し具体的に記載をしたほうがいいのではないかということですね。ありがとうございました。それでは、ただ今のことに関連して、あるいは他の点でも構いませんが、ありますでしょうか。石井さん、よろしくお願ひします。

(石井委員) ありがとうございます。今の教育のところの関連でございますが、1つ、5ページのところ、現状を認識しながら以上のような現状を踏まえて取り組んでいく、このようなことに取り組まれていいのではないかという提言のようになっております。しかし、4ページのところの現状のところも踏まえると、化学物質というか化学品なり製品が起こしてきた、もしくは製造が起こしてきた公害であるとかそういう取組、負の側面が今、教育の中で大きく取り上げられていると思っております。ただ、前回も申し上げましたが、化学物質、それを用いてこの冒頭でも利便性なり恩恵、ベネフィットという言葉で代表していただいておりますが、それが非常に多いものだということがあります。そういう意味では、教育の場でやはりバランスを持って、ベネフィットとリスクというもののバランスを持った取組をしていただくという提言にしていただけるとありがたいのかなと。ここではもちろんこの提言が環境リスクを考えるということでございますので、そこに焦点を当てているのはわかりますが、一方、それを理解しつつも今後の提言ということでは、やはり化学物質の有用性も小さなところから。ただ、先ほど漆原さんからも御紹介ありましたが、用い方によっては危ないこともありますので、その両面をやはり捉えていただいた提言にしていただけると非常にありがたいと思います。

(村山座長) ありがとうございます。リスクという言葉はよく出でますが、確かにベネフィットあるいは有益性という言葉はあまり出てきていないですね。その点も含めてバランスのとれた情報提供なり教育という取組ということのお話だったと思います。では、有田さん、よろしくお願ひします。

(有田委員) ありがとうございます。今まで議論したものを整理していただいているが、ベネフィットという考え方自体は、もう1のところで出されていて、その上でそ

それぞれの主体がどうしていくかということが書いてあります。ですので、有害性だけが出されているわけではありません。この間、どういうふうにリスクを考えるか、低減するかということで進められてきたと思います。最初のところでベネフィットが書かれているので良いのではないでしょうか。今までそれぞれの主体がどうしていくかということで議論して提言としているので、市民の部分も市民が求められるということでは納得しています。ただ、「市民には情報を理解するだけでなく、そのリスクへの対処を主体的に判断し」というのは、例えば身近のものでは、「まぜるな危険」だと理解します。しかし、環境リスクを低減するための行動をとることとして望まれていることになるのが、例えば容器の廃棄の仕方などにかかってくると思います。そもそも情報提供が製品のラベルだけであったら、ラベルは小さすぎてすべての情報は書けないので、環境リスクを低減するための行動情報は不足していると考えています。また、製品中の成分情報は、それ程出されていないと思います。昨年、ドイツのベルリンに本部がある消費者団体のブントの化学物質担当者と話す機会がありました。T o x F o x というスマホ専用アプリをつくり、2013年から実用化していますが、消費者がそのアプリにアクセスすることで製品の有害性情報がわかります。最初のころは事業者に製品情報を求めると、事業者が回答をしなければいけませんでした。今では有害性情報を消費者が知りたいと思ったら、T o x F o x というキツネのマークにスマホをかざせば事業者から成分情報、有害性情報が送られてくるようになっています。ブントの担当者から、「日本はないのですか」と聞かれました。この提言に関係するとすれば、私たちが環境リスクを低減する努力をするための情報に簡単にアクセスできるツールが必要だということです。市民が情報を理解するというのは学校教育のところからと考えますが、これからというところです。改めて市民のところを見ると、情報にアクセスしにくいにもかかわらず何か努力しなさいということです。もちろん私も消費者団体として、主体としてそういう情報を流していくという努力をしますが、もう少し情報へのアクセスしやすさへの変更ができるかどうかではないかと考えます。

(村山座長) ありがとうございました。確かに冒頭のところに恩恵や利便性という言葉がありますので、ここで代表しているという見方もできるということですね。ただ一

方で、市民のところはリスクという言葉がある一方で、適切に利用あるいは主体的に判断というようなことで表現されていて、このあたりのバランスをどう考えるかということだと思います。このあたりについてはまた検討を深めていきたいと思いますが、あともう一つあったのは、製品中の物質の扱いということですね。市民の立場からすると、やはり身近な化学物質、製品中のものだということで、その情報に関してどういうふうに理解をし、あるいは入手をするかというお話があったかと思います。この点も市民の部分で書き込んでいくかどうかということですが、場合によっては次のところに書いてある主体間の連携というところにも少し関係があるかなと感じていました。まだ頭は抱えていませんが、整理はできていないので、この点、少しちゃ検討させていただいて、必要があるということになれば、今お話しいただいた点、市民と事業者との情報のやりとりというところだと思いますけれども、その点についても含めることになろうかと思います。崎田さん、どうぞ。

(崎田委員) ありがとうございます。今の関連で、私も消費者が化学物質を使用している製品をきちんと使って、使い終わったら適切に排出するあるいはリサイクルに出すことをもうちょっと強調したほうがいいのではないかという印象を持っておりました。それで、今、有田委員からのご発言を踏まえて私の考えも入れると、例えば今、座長がおっしゃった主体間連携のところに書き込むということもあると思います。例えば4ページの教育機関の前のブロックのところに事業者の取組として普及啓発や教育に対する考え方とか、マネジメントシステムへのリスクの定着について書いてあるこのところに消費者や子供を対象にした教育とかいうだけではなくて、今のような取り扱いに関する情報のアクセシビリティーというか、情報をしっかりと提供することをもう一度強化するとか、何かそういう言葉を1つ入れていただくことと、市民のところの2つ目のブロックに身近な製品、化学物質に関するラベル表示や取扱説明書に沿って適切に利用するとありますけれども、その後に適切に使用し、化学物質というだけではなくて、使用製品に対してきちんと取り扱い、使用済みになった場合はきちんと対応するとか、何かそういう言葉をそこに入れることで今のご意見なども、あと、私の考えなどもしっかりと込めていただけるかなという印象を持っております。よろしくお願ひします。

(村山座長) ありがとうございます。1つは市民のところに関して、身近な製品については適切に使用し、廃棄を含めて主体的に取り組むというお話だと思います。もう一つは、先ほど主体間の連携にも関係するというお話をしましたが、むしろ事業者のところで消費者への情報提供というところを最後のところに書き込んではどうかということだと思います。ありがとうございました。では、橘高さん、どうぞ。

(橘高委員) ベネフィットとのまづバランスをというところについてですけれども、私もベネフィットについても最初で既に触れられているので、今までよいと思います。現状を見ますと、ベネフィットについてはCM等で十分に事業者さんが案内してくださっているので、むしろ足りないものとしてリスクに関する情報提供ではないかと思います。政策対話でのこの取りまとめとしては、あくまでも環境リスクに関する理解の向上に重点があることでよいのではないかと思います。関連して、事業者のところで現在3ページのところの事業者の一番頭のところで既に個々の製品については成分である化学物質の種類や取扱い上の注意のラベルが表示されたり、取扱説明書として添付されたりしていると記載されていますが、やはり今後の方向性としては、それをさらに充実させていくということを書いていただければありがたいなと思います。そして、消費者への情報提供に関して有田さんや崎田さんからもご指摘があったとおり、やはり今は足りていないと感じています。行政の取組として、消費者に対する取組が現時点で記載されていません。ぜひこの主体間連携を進めるということで、せっかくこういう取りまとめをつくるということを梃にぜひ消費者庁にもお話を聞いていただければと期待します。以上です。

(村山座長) ありがとうございました。最初の部分は利便性、ベネフィットについては今この程度の取扱いでいいのではないかという話ですね。それから、2つ目としては、事業者の取組に関してラベル表示、説明書等にはさらに充実した情報提供というところでしょうか。

(橘高委員) ラベルや取扱説明書に限らず充実した情報提供をということです。

(村山座長) 最後の点としては、今の点に関連すると思いますが、消費者への情報提供についても今後の取組として。

(橘高委員) 行政としての取組。

(村山座長) 行政ですね。わかりました。行政としても消費者への情報提供の取組ということについて加えたほうがいいということですね。ありがとうございます。幾つかご意見をいただきて、やはり今日このまま通るのはなかなか難しいなというところですが、ほかにぜひこの機会、ご意見いただければ。中地さん、どうぞ。

(中地委員) 中地です。今回、理解力の向上とその取組に向けてということで取りまとめをしているので、問題提起も含めて書き込んでいいというのであれば、2ページの最初、市民の中には親や消費者などの視点も含まれていると書いてあって、わざわざ親と書いている中身についてもう少し後ろのほうで触れないといけないのではないかなど。ここでどういうふうな議論があったのかというと、家庭の中での教育みたいなことが必要だということだったと思うので、そのあたりを市民のところか、あるいは主体間連携の中で、家庭内での化学物質の取扱い等についてきちんと話し合う必要があるみたいなことを書かれたらしいのではないかなと思いますというのが1点です。2点目は、5ページの市民のところに関連してなんですけれども、有田委員や橋高委員からも意見がありましたが、教育機関のところです。海外でこういう形で小中・高等学校で体系的な教育をしているという形でモデルになるようなことを書かれているのであれば、前々回の話題提供で橋高委員からアメリカのEPAやスイス等で製品中に含有する化学物質を検索するデータベースがあって、色々と利用されているという報告がありました。なので、そういう取組を書き込んだほうが、日本でも同じようなことがあれば市民にとって製品中の有害物質の含有についての情報提供になると思いますので、そういう形でこの場で報告されたことを書き込んでいただきたいというのが私の意見です。以上です。

(村山座長) ありがとうございました。1つは2ページの冒頭にある親や消費者の「親」という部分についてより詳しく記述をすること、特に家庭内での教育というか、そういうような取組ということですね。事前に気づかなかったのですが、親というよりは保護者と言ったほうがいいかもしれないですね。細かいことですが、そういった家庭内での取組を市民のところで記載をしていくということだと思います。もう一つは、アメリカやスイスで行われているような製品中の化学物質のデータベースの情報提供について、市民のところで加えてはどうかと。これはある意味で4つ目のところにあるNGO、NPOの市民団体がホー

ムページ、パンフレットを通じた情報提供というところも若干関係するかなと思いますが、中地さんのお話だと、むしろ政府がこういう情報提供をしたほうがいいということでしょうか。それともN G Oも含めた形で表現するということでおよろしいでしょうか。

(中地委員) 市民のところに入れるかどうかというのはおっしゃるとおりです。ただ、製品中の有害物質をデータベースで紹介するということを、やはり日本でも取り組んでいったほうがいいと思うので、それは行政がやるべきだというお話であれば、行政のところに書き込むことでもいいと思います。

(村山座長) わかりました。そこはまた検討させていただきたいと思います。では、中西さんから先に。

(中西委員) 今の中地先生の前段のお話ですが、家庭とか親とか保護者とかという部分なのですが、まさにそうじゃないかということで私も大いに賛成したいと思います。去年、地域は忘れましたが、子供がヤマカガシにかまれたというニュースがありましたね。そういう危険動物が身近にあるところであれば、当然小さいうちから周りの人がそういう教育を自然に普通はしているのではないかなどその時にすごく感じました。それと同じようなレベルで、これだけはやはり小さいうちからたたき込んでおかなくてはならないというものがあるのではと私は思っています。なので、学校教育につながる前の段階からも含めて、そういう本当に基礎というのか、ベースメントのことを小さい頃から教えなければいけないということは、やはり家庭内でとても大事ではないかと思いますので、その中地先生のご意見に大いに賛同させていただきます。

(村山座長) ありがとうございます。家庭内の取組についてはもう少し強調すべきということで、今お話を伺っていると、最初に御紹介いただいた漆原さんの感受性にも関係するかなと思いましたので、ぜひそこは加えていく必要があると思いました。では、崎田さん、どうぞ。

(崎田委員) ありがとうございます。私、今意見を2つ発言したいと思ったのですが、その前に今、家庭内の教育について色々ご意見が盛り上がっていて、1つは、実は私、今食品ロスの削減に関して色々全国で取り組む仕組みを作ったり広げたりしています。この化学物質の話とは少し違いますが、今例えば食品ロス、食べ物をおいしくいただき大切に食べ切ることの大切さを保育園や幼稚園、小学校でき

ちゃんと伝えて、子供自身と親にきちんと伝えていくと、そこがすごく大事だと考えている自治体の方が大変多いのです。ただし、一体どの段階でそういう情報を伝えるとしっかりと親にまで伝わるのか、という環境省のモデル事業が2年程前に松本市で実施されました。そこでは幼稚園、保育園は対象にしませんでしたが、小学校全学年で色々した時に、親への波及の一番影響が高かったのは小学校3年だったというデータが出ました。その後、松本市では食品ロスの普及啓発を小学校でやるときには、全校の小学校3年に対してやっているという話を伺っていますので、一度この問題はどういう情報をどのくらいの年齢に提供すると子供と親へ影響が多いのか、何かそういう調査を一度されてもいいのかなという感じも致しました。ぜひこういうことは必要だということは大変強く出てくるのですが、では、どうしたらというところがなかなか具体的にながらないケースもあると思いますので、ちょっと参考までにお話をさせていただきました。私の意見を2ついいでしょうか。1つは、実はこれ全体を拝見して、やはり化学物質に関して社会が共有することに対して、きちんとこういうまとめをつくるのは大変大事だと思いました。今社会全体の変化の中や、この中でもう少し強く扱っていただいてもいいのではという印象を持ったのが災害時の対応です。今回、これには3ページの行政のところの最後の段落のところに、地方公共団体では災害時対応のことを考える事業者の事例集をつくっている例もある、こういう支援が必要だと書いてありますが、今多様な災害が起きたときにどうするか、災害対応計画をまず自治体もつくるし事業者もつくる。そういうことが大きな流れとしてあって、その内容をどういうふうに近隣の住民あるいは社会に事前に伝えておくかということも大事だとかなり言われていると思いますので、今書いてありますが、何かもう少し具体的なところにつながるような書き方があってもいいのではないかという印象を持ちました。それで、もう1つは、最後のページの上の段落のところに、主体間連携のときに地域の環境学習センターなどが事業者の情報と市民をつなぐつなぎ手になって、環境学習の機会などをつくったらしいのではないかと書いてあります。私もここは非常に大事だと思っています。今指定管理をしている環境学習センターをキーにして出前授業のコーディネーターなどをやっていますが、化学物質だけに特化すると非常に分野は少ないというか、分量は少ないかもしれないのです

が、今、食育とか多様な環境課題とか色々なものに関して、そういうことをコーディネートする中にきちんと入れていくと、そういう流れをつくっていくことが大事だと思います。それで、1回、2回事業をやりましたというだけではなく、そういうことを提供するシステムが地域にあるという状態にすることが大事だと思いますので、例えばこういうまとめをつくった後、最低限の色々な情報整備をしていただき、それをどういうふうに活用するかと、その辺のシステムまでつながると大変うれしいと思っております。なお、おそらくこの文書は私が半年か1年程前にここで少し発表させていただいた時の事例を書いていただいたと思います。今年は1月27日に新宿区内の小学校を丸々お借りして、色々な業者や地域団体と一緒にになって出前講座の見本市みたいな「まちの先生見本市」というのを実施するのですが、ご関心のある方は後ほど情報をお渡しできると思いますので、声をかけていただければありがたいと思います。最近、企業の方が大変関心を持ってプログラムを提供してくださいますが、一つひとつの企業が学校に直接行かれるのはとても大変です。なので、学習センターなどの公共的なところがコーディネートするというのは大変重要なところだと思っています。よろしくお願いします。

(村山座長) ありがとうございました。3点いただいたと思います。1点目は家庭内の取組ということで、普通に考えると親から子供という流れがイメージされますが、今のお話でいうと子供から親へというある意味双方向の取組が必要だということですね。そのあたり、どこまで書き込めるかわかりませんが、そういう点もあるというお話をしました。もう一つ、災害の点でこれはご指摘いただいたとおり、行政のところについて、あと若干ではありますけれども、事業者のところについても保安、防災という形で若干の記述はありますが、確かにおっしゃるとおり、ほかの点についてはあまり触れられていないと。恐らく災害という意味では、化学物質そのものが例えば工場で爆発するとか、そういう形での災害もあれば、日本でこれまでに起きたような自然災害に関連して起きる化学物質関連の災害もあると思いますので、そういう点も含めて少し記述を検討したほうがいいのではないかと思いました。あと、最後の点は主体間の連携のところで、特に崎田さんが具体的に実施をされている環境学習の場の活用をより具体的に書き込むということかなと思います。今月実施される取組も踏まえて、こ

の点、検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。では、橋高さんから。

(橋高委員) 先ほど村山先生が市民の中で親とあるのを保護者とすべきではないかということをおっしゃっていました。幼い子供を監護、養育する立場として保護者という言葉を追加するということには賛成ですが、やはり親、例えば妊娠期間中の胎児では特別なリスクがあることもありますので、父母がきちんと理解できるよう周囲も支援していくべきだと思います。「親」という言葉をとるのではなくて、「親・保護者」というような形でご検討いただければと思います。

(村山座長) ありがとうございます。今の点はまだ十分考えていましたが、検討したいと思います。ありがとうございました。では、有田さんからよろしいでしょうか。

(有田委員) 最初に申し上げたかったのは、全体の流れとしてベネフィットについては否定していないことを言いたかったということです。ただ、市民がとる行動、同じことを同じように言うという意味ではなくて、市民が書かれているような行動をとるためには、わかりやすい情報が現在どれほどあるのかという事を申し上げました。例えば環境教育や様々なパンフレットは、今まで環境省でも簡単にわかりやすい化学物質の冊子などを作っています。しかし、化学物質関係となると子供向けにかわいいイラストなどを入れ、言葉も平易な物も作られましたが、正しく間違えないようにということで、最終的にはやや専門的になってしまったようなものも含め、今まで色々出されています。しかし、私がここで市民にこだわるのは、N G OやN P O、例えば中地さんや中下さんが関係されているような団体からも情報が出ています。情報が全くない訳ではありませんが、事業者の製品情報と製品の全成分がわかるサイトができたら、「あなたが知りたい情報はここにありますよ」ということが言えます。でも、この場では、そこまでを事業者に求めるような議論はしていない。前回、崎田さんが環境教育など行っているという事例で、報告された中に、化学物質のことは特段行っていないとおっしゃったので、私は、例えばホットケーキを焼くとしたら、「砂糖分が焦げるのはどうしてでしょうね」ということが化学物質の学習につながるのではないかでしょうか、という発言をしたと思います。専門家、事業者などがわかりやすく正しい情報をN G OやN P Oと連携して伝えるというよ

うな、主体間連携のところにそういうことが入ればと考えていました。「親・保護者」というのは私も賛成です。

(村山座長) ありがとうございます。市民のところに関連して、実際に身近な化学物質についてわかりやすい情報が提供されるシステムをどこがどういう形で関与するかは別にして構築をしていくべきだと。その中で、やはり専門家の支援を含めて何らかの形で、包括的という言葉が適當かどうかわかりませんが、全体的なシステムができていくといいのではないかというお話だったかと思います。今回の文書の中にどういう形で含めていけばいいのかは今すぐには判断できませんが、ご意見として承りたいと思います。ありがとうございました。では、石井さん、どうぞ。

(石井委員) ありがとうございます。村山先生を困らせるつもりではありませんが、有田委員と橋高委員からベネフィットの記載についてご意見をいただいております。私としては、CMでやるから十分だというのは、それに関しては私、真っ向から反対したいと思っております。やはりそういうものに関してきっちりと教育の場でバランスを持って教えていただくことを私は申し上げたかったので、教育の場でやることとCMを流しているから、君たちは利益を得ているからいいだろうということとは少し違うのではないかなど。その部分だけ反論というわけではございませんが、コメントさせていただきます。それともう一つ、先ほどから聞いておりまして「事業者」の定義ですが、ここの中で事業者といいますと、私は元々化学会社の者でございますが、化学物質そのものをつくっている事業者とそれを使われている事業者、また、それによってできてきたものを使われている事業者というような色々な区分があると思います。その情報の伝達というか、情報の共有においてここで言われている事業者は、この文書の中では化学物質を製造している事業者に特化されていると思っていますが、その部分は主体間の連携の中などでそういうところも触れていただく、いわゆる我々の中でサプライチェーンという言い方もすることはございますが、最終の使用者である消費者の方まで続くところで情報をいかに流すかを検討していく必要があると。もう少し、わかりやすく情報を流していただくということが必要だらうと、それは私共も痛切に感じておりますので、そういう検討が必要だというところも提言としてあればいいのかなと思います。

(村山座長) ありがとうございます。では、先に漆原さん、どうぞ。

(漆原委員) 今の石井委員の意見はまさにそのとおりだと思っておりまして、ここの「事業者」の中には幾つかが混在しているのではないかと思っております。製造・輸入をする事業者もありますし、それを運ぶ、輸送する事業者もありますし、その製品を使う事業者もまたありますので、このところで中小企業の例が若干出ておりますが、そのところを少し分けて記載いただけだとわかりやすくなるかと思っております。

(亀屋委員) 座長も個人として発言しろということですので、今の特にベネフィットの部分についての意見を言わせていただきたいと思います。まず、ベネフィットという言葉が先ほどから出てきているように、CMとかコマーシャルとか宣伝という意味合いでどこか捉えられているところがあるとすると、非常に残念だという感じがしております。それだったら本当に要らないわけですが、石井さんが言われていることはそういうことではないと感じております。というのは、私は大学という教育機関に属していて、環境リスクについても教育をする立場にあるわけですけれども、そこで一番の困っていることというか、今日のこの理解力というところを課題としますと、やはり教わる側といいますか——我々が教える側といいますか——が化学物質に対する興味とか、先ほど漆原さんが言われたような感受性というものがなかなか高まっていないことが、今のこの理解力がなかなか上がらないところの大きな原因でないかなと感じているところです。小学校にしても、中学校、高校、大学にても、講義や授業等はサイエンスベースで組み立てられていることが多い、ベネフィット、テクノロジーであるとか社会的役割であるとか、そういった授業等は非常に少ないです、もちろん環境リスクに対しての授業も非常に少ないので現状ではないかと思います。そういうときには我々が教える側といいますか——が、どういうふうに感受性、興味を持っていただくかを考えたときには、我々がいきなり環境リスクを勉強しろと言っても、学生のほうからしますと、何か規制とか環境とか言うと、すぐ説教されているようなイメージを持ってしまって、「勉強しないといい学校に行けないぞ」と言われるようなことを言っている感じを受けてしまう、ネガティブな受け取り方をしてしまうというところがあると思います。そういうことから、やはりいい学校に行けないよということではなくて、「勉強すれ

ばこんなにいいことがあるよ」といったようなことをきちんと興味、感受性を高めていただくという視点で、やはりベネフィットという言葉がいいのかどうかわかりませんけれども、化学物質が社会で果たしている役割とか可能性とか希望といったようなものは、最初に教えてあげることが非常に大事ではないかなと。その辺を石井さんがバランスと言われているのであれば、石井さんの意見に全く賛成でございまして、そう感じているところであります。以上です。

(村山座長) ありがとうございました。関連で、石井さん、どうぞ。

(石井委員) 関連で、ありがとうございます。私バランスと申し上げているのは、私ども化学物質をつくっている世界で、化学物質に対して有用性と有害性、両面あることは承知しております。有害性だけが強調されるのではなくて、先ほどから申し上げたように、先生が興味を持っていただく、もしくは使っていてこんなにいいことがある、もしくはこの世の中がこういうふうによくなっているというところも含めて、一方使い方を誤るとこういうリスクがある、こういう危険性があるというところも含めてのバランスだと思っておりますので、そういう発言をさせていただきました。ありがとうございました。

(村山座長) 小野さん、関連ということでよろしいですか。では、ちょっとお待ちください。関連で。はい、どうぞ有田さん。

(有田委員) すみません。化学物質のリスクとベネフィットについては、この政策対話の前行なわれていた円卓会議からそれは当然のこととして対話してきています。何かそこを改めて言わると、ベネフィットを全く分かっていなくて有害性だけを言っていると捉えられるのが非常に残念ですね。そこは共通認識で理解をした上で、リスクを減らしていくためにはどうすればよいのかと議論してきたはずです。消費者団体やN G Oはわかっていないくて、例えば完全無農薬でなくてはいけない、化学物質は全て有害物質で全てに反対していると思われているのだとしたらそれは心外です。

(石井委員) すみません。いいですか。

(村山座長) どうぞ。ひとまずこれで切らせていただきます。石井さん、どうぞ。

(石井委員) 今、有田先生がおっしゃっているところ、私どもも決してそういうふうに思っているわけではございませんということはご理解ください。もちろんこのベースにあるところはそれを理解しております。ただ、やはり教育というところを全

体的に見たときに、そのところには入れていただいたほうがいいのではないかということの趣旨です。

(村山座長) ありがとうございました。では、一言だけ橘高さん、どうぞ。

(橘高委員) 亀屋先生のご意見にも私は十分理解しまして、授業の中でそういうふうにお取り扱いされるというのは当然のことだと思っております。ただ、この文書の中でベネフィットということをもっと強調するかということについては、最初から1行目、2行目にベネフィットという言葉が出てきていて、それで十分に強調されているのではないかということです。

(村山座長) ありがとうございました。リスクとベネフィットの話は本当に基本的なところで、だからこそそういう政策対話というのがあって、私なんかは今のような御議論はある意味対話らしい議論があって、混乱とか頭を悩ますということもありますが、むしろそういうことの議論がこの場であっていいと考えています。今御議論いただいた点について、この文書でどう反映するかまだすぐに結論は出ないと思います。例えば先ほどの亀屋先生のお話でも必ずしもベネフィットという言葉を使われているわけではなくて、私のような感覚で言うと、なぜその物質を使っているのかということも提供しながら議論を進めていくことがあるのではないかなと思っています。以前、個別の工場でリスクコミュニケーションの取組にかかわったことがあります。その場でもやはり最初のあたりで、なぜその工場がこの物質を使っているかという情報を提供した上でリスクの話もして、議論を進めることもしました。そういう意味では、今日の文書でそのあたりが十分反映できているかどうかはわかりませんが、今活発に御議論いただいた点を含めて文書を練り上げていければと思います。ありがとうございました。では、小野さん、どうぞ。

(小野委員) どうもありがとうございます。感想になりますが、市民のところで教育は大切ですようと全体的に書かれています、そのとおりで異論は全くありません。ただ、教育だけで本当に進むかというと、なかなかそうでもないのかなとは思っています。仕事の中で環境教育など食品にかかわるところの講演というか説明会というものは対応しています。その中で話せば非常に納得していただけると。消費者のところも納得していただけるということですが、では、実際に行動に結びつかかというと全部がそうでもないということを、教育だけで全てを、

当然教育は大切ですし、理解は大切です。ただ、それだけで動くかというと、なかなかそうでもないのかなという気が特に最近しております。そういう意味では、例えばインセンティブをつける。なかなかインセンティブをつけるということは難しいのかなと思いますが、システムを変えるところが大切になってくるのかな、別のアプローチというのも大切になってくるのかなと聞いていて思いました。崎田委員のところでお話があったシステムの話、それから、有田委員のところで情報へのアクセスというお話があったかと思います。そういう教育だけではない、何か別のシステムやアクセスのしやすさみたいなのを検討していくことも、当然ここに書くかどうか別にして、これからしていただけるのではないかとは思いつつ、ちょっと感想めいたことを言わせていただきました。

(村山座長) ありがとうございました。今のお話でいきますと、教育というのはどうしても情報提供を含めた形で、ある意味よく知っているものから伝えていくということがあるわけですけれども、それだけではなくて、そういうものに参加したくなるようなインセンティブとか全体的なシステムについてもぜひ考えていくべきだということで、今のお話、亀屋先生の先ほどのいかに興味を持ってもらうかということにも関連するかと思いますが、その点についても検討したいと思います。ありがとうございました。では、予定の時間、大体来ていますが、ほかに特に今日お話があれば出していただいてよろしいでしょうか。もしないようでしたら、まだ十分御議論いただいている点ももしかするとあるかもしれませんので、1週間程度、1月25日をめどに事務局までメールでお送りいただければ、それも含めて、座長を含め相談をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。では、1つ目の議題についてはこれで終わらせていただきます。では、瀧口さん、どうぞ。

(瀧口委員) ちょっとよろしいですか。環境省の瀧口です。事務局としての確認になるかと思いますが、今回のこの資料1－2ですね。今まで、この政策対話の中で議論されてきたことを取りまとめて、今日も色々意見いただきましたけれども、大きな方向性は委員の皆さんには共通認識として持たれておられるかと思いますので、今、座長からお話があったように、今日言い足りなかつた分、1週間をめどにメール等で事務局に連絡いただいて、その上でこの修正版を事務局で作成

しまして、また委員の先生方に確認していただいた上で、最終的に座長で取りまとめるということにさせていただいてよろしいかどうか、念のため確認をさせていただければと思いました。

(村山座長) ありがとうございました。今の瀧口さんのお話でよろしいでしょうか。そういう意味では、メールでも必要なコメントありましたら、ぜひお出しいただきたいと思います。ありがとうございました。それでは、2つ目の議題に移らせていただきます。今日は話題提供ということで2つ用意していただいている。環境省の瀧口さんから環境基本計画について、どういった方向で進んでいるかというお話が一つです。それからもう一つは、厚生労働省の奥村さんから労働安全衛生の部分について、どのような動向で進んでいるかということについて話題提供をお願いしております。時間的な制約もございますので、まず2つ情報提供、御説明をいただいた後、質疑応答に移らせていただきたいと思います。では、まず瀧口さんからよろしくお願ひ致します。

(瀧口委員) それでは、資料2-1、それから、資料2-1別添で説明をさせていただきます。資料2-1のまず別添をご覧いただけますでしょうか。この環境基本計画、これは環境基本法に基づく環境政策全般の何をやっていくかということの総まとめ、元締めの計画ですが、現在の計画が第四次であります、おおむね5年ごとぐらいに新しい計画を策定しております、現在、第五次の環境基本計画をどうするかということが議論をされております。今、この資料2-1別添にありますように、中央環境審議会の総合政策部会を中心に議論がされておりまして、今後本文等を議論した上で、今年の春頃には策定をしたいということで作業が進められております。この資料2-1、めくっていただきまして1ページをご覧いただけますでしょうか。我が国が抱える問題ということで、環境の課題もありますし、経済の課題、社会の課題がありまして、それらが相互に連関・複雑化しているということで、環境・経済・社会の統合的な向上が求められているというのが現状ではないかと思います。そういう中で、次のページ、国際的な潮流のほうに目を向けてみると、2030年、持続可能な開発のためのアジェンダの中で持続可能な開発目標、SDGsということで17のゴールが国際的に合意されておりまし、また、パリ協定も2015年12月に採択されておりまして、国際的にも持続可能な社会を目指す流れになっております。そういう

中で、3ページ目にまいりまして、この環境基本計画の基本的な方向性ということで、ここにありますような目指すべきもの、地域の循環共生圏の創造、世界の範となる日本の確立、そして、真に持続可能な循環共生型社会、いわば環境・生命文明社会の実現と、そういうことを目指しながら取り組むべきこととして、環境・経済・社会への統合的向上を具体化し、あらゆる関係者と連携し、また、地方の地域の資源を持続可能な形で最大限活用して経済・社会活動を向上していくと、こういう基本的な方向性が示されております。そういうもとでこの第五次の基本計画の案では、6つの重点戦略を設定するということで、4ページ目にあります①から⑥番までの重点戦略が今検討されております。この化学物質に関係する部分でいいますと、特に④番の健康で心豊かな暮らしの実現というところが一番関係してくるのではないかと思います。後ほどもう少し詳しく説明をさせていただきます。また、こうした6つの重点戦略、これはどちらかというと分野横断的なものですけれども、こうした重点戦略を支えていくための根幹となる環境政策がありまして、それが5ページに記されているところであります。その中で環境リスクの管理等の基盤的な施策ということで、当然ながらこの中には化学物質の管理というのも入ってまいります。資料2-1に移らせていただきまして、今申しましたところを少し化学物質に焦点を当ててさらに説明をさせていただきますと、1ページ目のところで第1部、第2部とありますと、第2部のところで今後の環境政策の具体的な展開とあります。2ページ目にまいりまして、第2章で重点戦略ごとの環境政策の展開ということで、ここで1番から6番まで6つの重点戦略の柱が書かれております。その中で3ページの4番、健康で心豊かな暮らしの実現というところを見ていただけますでしょうか。3ページ、その中で（1）、（2）とありますと、4ページ目にまいりまして、（3）安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全ということで、その中で水環境あるいは廃棄物というものとともに化学物質のライフサイクル全体での包括的管理というものが項目として盛り込まれております。また、こうした重点戦略を支える環境政策の展開ということで、5ページ目にまいりまして、第3章であります。その中で4番、環境リスクの管理等の基盤的な施策の中で、（2）番、化学物質の管理ということで、①番から⑤番まで化学物質に関してここでまとめて位置づけることになって

おります。今こうした方向で中央環境審議会の総合政策部会を中心に議論が進んでいるということで御紹介させていただきました。以上であります。

(村山座長) どうもありがとうございました。それでは、続きまして、厚生労働省の奥村さんから御紹介をお願い致します。

(奥村委員) それでは、私から資料2-2につきまして御説明させていただきたいと思います。

私の所属する部署は厚生労働省労働基準局でございまして、今度始まる国会でも中心となる働き方改革を担当している部署で、化学物質も担当しているということでございます。当然労働基準局でございますので、働く人の安全と健康を職場の中で守るための仕事をしております。そのために労働安全衛生法がございまして、この法律は事業者と労働者の間でもって成立すると。その使用関係の中での通用法令ということでございます。1枚めくっていただきまして、簡単なポンチ絵で、職場の中でどのように労働者を守っているかをお示ししております。化学物質をここで猛獣に例えて簡単に示しておりますけれども、左手に危険な化学物質を封じ込めるこによって、そこで働く労働者はマスクをしたりしなくても済むような、そういう職場づくりをするのが私たちの基本でございます。そうはいっても、例えば解体工事、石綿の解体工事のような封じ込めができないところでは、右手にありますように労働者はマスクあるいは呼吸保護具や手袋をつけて自分の身を守るというようなことでございます。わかりやすく言うと、一番望ましいのは、左手にあるような上野動物園のような環境をつくること、できない場合には、サファリパークのように車の中に入つて守ることでございます。労働安全衛生法令におきましては、特に121、ここは120となっておりますけれども、121物質について健康診断や設備の要件を定めております。その物質につきましては、新たな化学物質が職場で使われるようになるとか、あるいはその物質について発がん性が新たに見つけられたとか、そういう科学的な知見が新しくなると追加することをしております。1枚めくっていただきますと、この10年あまりの間に追加された物質について整理しております。どのような仕組みでこれを追加しているかがその下のページに書いてありますように、厚生労働省におけるリスク評価制度というのがございます。新たに職場に導入されているもの等の物質を選定いたしまして、職場で使われているかどうか、労働者が暴露する、暴露というのは吸い込んだり接したりす

る機会があるかどうかという観点で見ます。事業場内で使われていても労働者の接する機会がないものは労働安全衛生法ではあまり規制の対象にはしないということでございます。そのリスク評価につきましては、小さな枠の中の左手、有害性情報の収集とありますが、これは物質ごとのハザードです。物質固有の危険性、有害性をハザードと感じて、そのハザードの評価をします。右手は労働者に接する可能性があるか、吸い込んだり吸い込まなかつたりする、それを暴露と我々は言っていますけれども、その暴露の実態を調査して、ハザードと暴露の掛け算の形でリスクというのを評価して、これは規制が必要であるかどうかを判断致します。その必要なものになりましたら、健康診断とか局所配置装置の保護具着用、測定とか、そういった規制が始まるということでございます。今対象となっている物質につきましては、酸化チタンというのが取り上げられておりまして、これを特記して御紹介しております。酸化チタンにつきましては、日焼け止め等の化粧品や色々なものに使われていて、かなりの量が我々の身の回りにあります。それにつきまして、特化則の対象にするかどうかというのを今検討しております。事業主の方や色々な方から意見を聞いているところでございます。1枚めくっていただきまして、厚生労働省で規制をするときにどのような手続きがあるかということですが、そのリスク評価検討会から健康障害防止措置検討会、さらにそれをパブリックコメントやリスクコミュニケーションという形で関係事業者の方の意見を聞いて、それを労政審議会で諮問、意見を踏まえて施行という流れになります。今現在、酸化チタンにつきましては、健康障害防止措置検討会の中でヒアリング等を行っているところでございます。今ヒアリングでどういうことが意見されているかというと、事業者からの意見としましては、酸化チタンはかなり幅広く使われております。今お手元の紙に使われている白い顔料も酸化チタンがかなり使われているということで、身の回りにあふれているものでございます。そういったものが規制の対象になると、悪い印象を与えて風評被害が懸念されることもございます。あるいは印刷インキにおける酸化チタンは表面加工処理されていて、生の酸化チタンではないと。多くのものは表面を塗装されているので、そういったものは酸化チタンの規制とは本来望ましくないのではないかという意見もございます。もう一枚めくっていただきますと、専門家の関心事項におきましても、や

はり表面加工処理されているものは、酸化チタンという今まで発がん性があるのではないかというようなリスク評価のものと少し違うのではないかと。もう少し検討が必要なのではないかというような議論が今進められているということでございます。強制法規に対する規制を取り込むとき時には、このような手続きで私どもは対応をしております。その次に、強制法規、強制法規と言いますのは、健康診断等の規制は必要ではないが情報提供が必要だという物質を私どもは別の枠組みで設けておりまして、それが663物質、そういったものを定めております。これは先ほど石井委員からサプライチェーンという名前がございましたけれども、メーカーからユーザーまでサプライチェーンに応じまして危険有害性情報を提供する仕組みが国際ルール、GHS、グローバル・ハーモナイゼーション・システムということで世界にあります。そういったものに準じまして、メーカーがユーザーである事業場に化学物質を提供するとき時にはラベルを貼る、さらに安全データシートを表示すると。それを取り扱う労働者の方は、そのラベル等を見ながらこれは毒性があるとか、環境に悪い影響を与えるので、これは例えば河川に流してはいけないということをこういったラベリングで知るというようなことが定められております。最後の紙にGHS、9つの種類がありまして、ドクロマークなどの色々な化学物質がございます。こういったものは危険有害な化学物質には表示するというのが国際ルールになっております。ただ、この労働安全衛生法ではこのラベルをすることは663物質に適用しておりますけれども、一般消費者の生活の用に供するもの、スーパーで売っているといったものにはこの適用はございません。そのため、皆さんはあまり日常生活でこのラベルを見たことはないと思いますが、事業場の中ではこういったものが取り扱われているとご承知いただければと思います。事業場の中では、このようなラベルが使われて、労働者が使う例えば塗料といった原材料にはこれが全部入っていますが、逆にどういうことが起こっているかというと、情報の氾濫というのがございまして、建設現場でも色々な塗装や色々なものが使われております。資材置き場にはこういったラベルが既にたくさんついているものがありまして、なかなかこれが労働者個々には消化し切れないと。情報としてはありますが何か消化し切れないこともありますので、やはり今回の会合でもテーマになっている教育や、どうやって行動に移してもらうかというと

ころでは、私どももまだ色々と工夫が必要なのではないかと考えているところでございます。以上です。

(村山座長) どうもありがとうございました。今2つ情報提供いただきました。1つは環境基本計画の現在の議論の状況、それから、もう一つは労働安全衛生分野における施策の取組です。それでは、この後の時間で質疑応答あるいはご意見があれば伺いたいと思いますが、まず1つ目の環境基本計画の取組状況について何かありましたらお願い致します。現在の方向としては、3月か4月頃には取りまとめということですね。偶然ですが、この基本計画をまとめるに当たっての化学物質分野の研究会というのが開かれています。私もそこに参加させていただいている。やはりこの政策対話で色々議論をいただいているところについては、何らかの形で反映をしたいなというところはあります。ただ、いろいろご意見がありますので、少なくとも今日も資料としてお出ししている共通取りまとめのところに出てきているものについては、何らかの形で基本計画の中にも反映していただいているのかなと考えています。少し具体的に申し上げると、ステークホルダー間の情報共有、あるいは教育、人材育成が少なくともこの中には出てきていますので、そういった点については基本計画の中にも反映されていくのではないかと思っています。もう少し具体的に、例えば最初の議題で御議論いただいたようなものがまとまってくれれば、それについても計画の中に盛り込める可能性はあったかもしれません。しかし、まだその点については十分固まっていないところで、今回の計画では少なくとも共通取りまとめについては含まれてきているかなと思っています。崎田さん、どうぞ。

(崎田委員) ありがとうございます。私はこの中央環境審議会の総合政策部会でこの見直しに参加しているので黙っておりました。しかし、今のご発言を伺いながら、やはり今後の方向性という中では、安全・安心な暮らしの基礎となる良好な生活環境の保全というところで、今後大事な視点というところをしっかりと入れておくというのが前出しで大事なところで、基本的なところはあのベースのところにというような交通整理に今回はなっていると感じています。それで、実は最初の安全・安心なところにもう少し書き込むような要素があってもいいのではないか、ということもかなり意見交換の中でも出て、私もそういう認識を持っていました。今の座長のご発言も踏まえて、私も一委員としては、やはりここ

の最初の安全・安心な暮らしのところに今回の報告で出たような、これからみんなで連携・協働しながらしっかりとリスク管理を高めていくというところがしっかりと入っていくように努めていきたいと思います。ありがとうございます。

(村山座長) 取りまとめまであまり時間がありませんが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。では、そのほか、いかがでしょうか。ご質問でも構いませんので。中地さん、どうぞ。

(中地委員) 質問ですが、第3章の重点戦略を支える環境政策の展開というところで、化学物質管理で言うと、水銀に関する国際条約といいますか、水俣条約で今年辺りから例えば蛍光灯の水銀の含有量が低いものでないと製造できないなど、それぞれ規制が始まっていますので、目に見えた形で家庭生活にも波及はすると思います。自治体によっては血圧計や水銀を使った体温計の回収みたいなことは進められていますが、その辺はどういうところで、どの章で取り上げられますか。ここ数年、重点的に取り組まなくてはいけない課題だと思うので、質問させてもらいました。

(瀧口委員) ただいまご質問いただいた点は、この資料2-1の5ページの(2)の化学物質管理の①番のあたりに国内の取組としては入ってくるのかなと思っております。それから、今、中地委員から水銀に関する水俣条約について言及いただきましたけれども、そういう国際的な対応のところは4ページ目に戻りまして、重点戦略の6番目の国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築で、特に水俣という名前がついた条約ですので、国際的なルールづくりへの積極的な関与や貢献、こうしたところにも条約への対応というのは入ってくるのかなと思っております。

(村山座長) よろしいでしょうか。では、ほかにいかがでしょうか。橘高さん、どうぞ。

(橘高委員) これまで化学物質の分野でS A I C Mの2020年目標があつて、化学物質によるリスクを最小化するというものがあつたと思いますが、S D G sになって2030年までのゴールということになりましたが、化学物質については国際的に具体的な目標がS D G sの中で定められたというわけではないと思います。その点について国際的な動向、2030年目標がどうなっているのかについて少し御説明いただいてもいいですか。

(瀧口委員) ありがとうございます。今、橘高委員からご質問いただいた点は、この資料2-

1別添の2ページ目をご覧いただけますでしょうか。この2ページ目の左下のところにSDGsということで、持続可能な開発目標の17のゴールがイラストつきで書かれております。この中で、化学物質はどういうふうな位置づけになるのかというのが今の橋高委員のご質問かと思いますけれども、この17の中には化学物質というのは出てきていませんが、このゴールの下に実際には書かれておりまして、具体的には12番の作る責任、使う責任というのがあります。これはいわゆる持続可能な生産消費形態の確保ということで、この12番のこのゴールを達成するためのターゲットとして、いわゆるSACMの2020年目標ですね、2020年までに合意された国際的な枠組みに従って製品ライフサイクルを通じて環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するために化学物質や廃棄の大気・水・土壤への放出を大幅に削減することがこの12番のゴールのもとでのターゲットとして書かれております。そういう形で、いわゆるこの2030年アジェンダと2020年目標がリンクしているような形になっております。そのほかにも例えば3番のところに全ての人に健康と福祉をというゴールがありますが、そのもとで、ターゲットとして2030年までに有害化学物質並びに大気・水質及び土壤の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させるというターゲットがございますし、6番の安全な水とトイレを世界中にというゴールのもとで、ターゲットとして2030年までに汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより水質を改善するということがターゲットとして位置づけられておりまして、それぞれゴールのもとに具体的なターゲットがあつて、その中で化学物質対策が位置づけられているという構造になっております。

(村山座長) よろしいでしょうか。それでは、ほかにいかがでしょう。大体よろしいですか。では、もしあれば後からでも出していただくとして、2つ目の奥村さんから情報提供いただいた労働安全衛生分野における取組について何かご質問、ご意見がありましたらお願ひ致します。

(中地委員) 意見ですけれども、省庁縦割りの中で、労働安全衛生法ではGHSの9つのラベルが633の物質についてはつけなくてはいけないと規制されています。この政策対話で何度も出てきていますけれども、消費者製品になぜGHSラベルがつけ

られないのかということについて、やはり政府というか国として消費者の権衡と安全を守ることから、GHSラベルの消費者製品への添付みたいなことをぜひとも働きかけていただきたいと思います。以上です。

(村山座長) 今の点はご意見ということですね。奥村さんから何かありますでしょうか。これは省庁間の問題もありますので、特にあれば。

(奥村委員) GHSにつきましては、JIS等も改めて今つくっているところでございまして、関係省庁の集まる時間がありますので、そういうご意見は共有したいと思います。

(村山座長) ありがとうございました。それでは、ほかにいかがでしょうか。崎田さん、どうぞ。

(崎田委員) ありがとうございます。2点ほど。まず1点目は今日御説明いただいた時のこの資料ですが、非常にわかりやすく作っていただいている、以前3Rに関する国際会議があった時に、ほかの国の方が化学物質の発言をされるときに、非常にわかりやすいデータで少し驚いたのを思い出しました。できるだけ製品名というか物質名だけが書いてあっても、それがどういうものに使われていて、どういう影響があるから私たちはそこを過大視しているのか、あるいはそこを理解して使うのかというのがなかなかわからなくて、議論もなかなか盛り上がりなかつたりするのですが、そういう意味では非常にわかりやすい資料をつくっていただきてありがとうございます。もう1点質問というかコメントですが、最後に労働環境とかそういう中で、GHSのこのマークはかなりついてきていますが、情報過多な状態でそれをどううまく活用するかというところまでこなし切れていないというのが現状ではないかというコメントが今ありました。そこが大変重要なところだろうと思います。それで、以前少し北欧のある建設会社のやり方を取材した時に、やはりこういう自分たちの会社が使っている色々な製品にどういう物質が入っているかということが、全部すぐ現場の労働というか現場の監督の方がすぐにわかるようなデータベースを開発されて、それに製品名を打ち込むと、それはお部屋の中では使ってはいけないけれども天井とか外の屋根に使う場合はオーケーとか、そういう信号が全部出るとか、そういう管理をしていて、それなりに使いこなすためのやり方というのは世界的に共有されているものがあるのではないかと思います。ぜひそういうもののシステ

ム開発に対して先進的な取組をしていただくななど、何かそういうことを考えていただければありがたいと思いました。よろしくお願ひします。

(奥村委員) ありがとうございます。事業場、職場で使われている化学物質というのはかなり幅広くて、化学物質の専門性が高いところで使われているものもあれば、あるいは清掃業あるいは食品製造業、そういったあまり化学物質については詳しくない人が扱い手になっているところもあります。そのため、化学物質に対する知識もかなり幅がありまして、マークを見ると、これはもう大変な毒に違いないというふうにかなり過剰な反応をする人から、あるいは何の感情も湧かないような鈍い方もいらっしゃって、そういったことでちゃんとそれを徹底させるというのが職場ではかなり苦労しているところでございまして、私ども行政でもどのように正しく恐れて、正しく行動してもらうかというものに気を碎いているところでございます。今、崎田委員がおっしゃったようなことも大変参考になりますので、ぜひリスクアセスメントをきちんとできるような方策を進めていきたいと思います。

(村山座長) ありがとうございます。今のお話は議題1でも御議論があった事業者にもタイプがあって、製造するところもあれば、それを使用する、流通するというところにも関係するかなというふうに思いました。ありがとうございました。それでは、ほかにいかがでしょうか。有田さん、どうぞ。

(有田委員) すみません、質問ですが、資料2-2の酸化チタンの関係ですが、五、六年前、経済産業省でもリスク評価を行ったことがあると思います。当時、化粧品について評価は行っていませんが、例えば日焼け止めであればナノサイズにすることにより肌に付けたとき透明で伸びが良いが、害がある恐れがあるという研究者、専門家の意見や情報があり、直ぐに、ナノという表示やそういう日焼け止めは売り場から消えました。予防的な措置をとられたのだと思います。当時のリスク評価では、酸化チタンのナノ物質、光触媒の技術で作られた物だから全て害があるという結果は出ていなかったと思います。ナノの粒子とか粒径によっても違うということであったと記憶しています。酸化チタンの場合は粒径が特定されていると思いますが、そういう情報も含めて厚生労働省の結果にも反映をされているのでしょうか。

(奥村委員) 酸化チタンの有害性については説明を省いてしまいましたが、私どもで考えて

るのは、酸化チタンの発がん性、お手元のチャート図の下のほうに I A R C : 2 B という発がん性の評価がございます。これはこの酸化チタン、今日本で使われているのは、かなりのものがコーティングされたものですが、コーティングされていないレアな酸化チタンが粉じんとして舞って、それを肺まで吸入してしまう。吸入性粉じんというのは大体 4 ミクロン以下の小さなものですが、そういった粉じんとして吸入されてしまうと、肺に対してこういう悪い影響があるという毒性でございます。ですから、化粧品に使われる場合は、皮膚につけたり髪の毛に塗ったりするようなもので、肺に入るようなものではないので、安衛法で議論している有害性については、そこまでは評価していません。あくまで現場の中、工場の生産ラインで粉じんとして吸入するおそれがある場合での議論をしているところでございます。

(有田委員) 表面にコーティングする光触媒と、その下に塗る塗料の関係で、塗料がひび割れたり細かく粉じんが飛んだりすることはないということが結果として出来ました。扱い方など情報の出し方に気をつけるにこしたことはないと思います。正しい情報を労働現場の方にも伝え正しく恐れてもらいたいと思います。

(奥村委員) 伝え方が非常に大事だということで了解いたしました。ちなみにこのコーティングというのは粒子 1 個 1 個のコーティングでございまして、ちょっと統一法というわけではないです。

(中地委員) 素朴な質問ですが、今の酸化チタンのスライドの 1 枚前のスライドで、特化則に追加された物質で 1, 2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、オルト-トルイジンだけ赤字になっていますが、何か理由がありますか。

(奥村委員) これは説明しませんでしたけれども、1, 2-ジクロロプロパンとジクロロメタンは、印刷業で胆管がんの原因になった物質です。これは有害性情報より先に胆管がんの発生が先行して、それから規制に加えたということで赤くなっています。オルト-トルイジンも発がん性の情報は前からありましたが、職場でそれを暴露するという実態、職業疾病が発生して初めて表に出たので、これも災害を契機に追加したので赤字にしております。黒いものはそういったことではなくて、化学物質の知見が先行して、知見が変わったから規制に入れたという形で、こういった色分けにしておりました。

(村山座長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。漆原さ

ん、どうぞ。

(漆原委員) 胆管がんの事件の時もそうでしたが、発症後に病院の先生が通常の疾病のパターンとの差に違和感を覚えて、これは事業場あるいはどこかに発症する特定の原因があるのではないかと考え、わかった事案です。そういうところからすると、こうした推理のできる医者の育成というか、労災といえばそうですが、それ以外、事によつたらあるかもしれませんので、そういった化学物質に起因する疾患で多分これはこうだらうということがわかる医師というか、そういった方の育成をあわせてお願ひしたいと思っております。

(村山座長) ありがとうございます。今のお話は、労働環境だけではなくて一般環境についても言えるところですね。原因がわかって影響を見るというのは割と自然ですが、影響が先に出てきて一体何が原因かというのはなかなか難しい、その点は非常にあるかなと思っています。よろしいでしょうか。では、この2つ、情報提供をいただいたことにさせていただきます。ありがとうございました。では、次回に向けてということですが、どうぞ、有田さん。

(有田委員) 最初のところでドイツのアプリの件を話しましたが、5年かけてヨーロッパ全域に、EU全域にそれを広げていくということで、化粧品の成分情報、有害性情報が2016年から事業者の協力のもとでおこなわれています。今後、それを玩具など他の分野にも広げていくというお話をしていましたので、情報提供ということでお伝えします。

(村山座長) ありがとうございました。では、次回に向けてということで若干お時間をいただきたいと思いますが、今日御議論いただいた内容を含めて、次回どういった議題で議論をすればいいかということです。今のところ1つ上がっているのは、S A I C Mに関連して国内の実施計画の点検というのがまた時期になってきていますので、それは1つあるかなということですが、ほかにこういった点について議論してはどうかということがあればお出しitだければと思います。今日の御議論からすると、議題1で上がった今後の取組に向けてということについては、もう少し議論をこちらでもさせていただいて、次回最終案のような形で出てくるかなという気もしますが、ここについてはまだわかりません。何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。今日資料の中で出していただいているものに資料1別添というのがあります。こちらで前回までの議論の概要と

ということで、政策対話で議論されたことを本当に概要ですが、まとめていただいたものがあります。このうちの一部については、今日議題1で議論がされていると思いますが、ほかにも幾つかのトピックがありますので、そういう点も含めて今後検討が必要かなと思っています。よろしいでしょうか。それでは、特になければ、また事務局に思いついたものがあれば出していただくようお願い致します。それでは、今日の議題についてはこのあたりになりますが、今日いただいた御意見、それから、会場にお越しの皆さんからいただいたアンケートも含めて共同座長、私を含めて3人の方々、それから、事務局を含めて検討させていただいて、次回の進行を検討させていただきたいと思います。では、本日の議事は以上になります。どうもありがとうございました。事務局にお返し致します。

(事務局) 村山先生、ありがとうございました。次回の政策対話は8月頃を予定しております、日程につきましては、事務局よりメンバーの皆様に追って御連絡をさせていただきます。それでは、最後に本政策対話の事務局であります環境省大臣官房環境保健部長、梅田珠実様より閉会の挨拶をいただきたく思います。お願い致します。

(梅田委員) 環境省環境保健部長の梅田でございます。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。本日は遅参いたしまして、失礼致しました。途中から参加させていただきましたが、大変活発な御議論を賜ることができまして、どうもありがとうございました。特に化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて、政策対話のメンバーの皆様方の間で共通の認識を深めることができないと感じさせていただきました。様々な論点、視点がある中で共通項を抽出して、異なる主体機関の前向きな協力を示していただき、また、今日多くの示唆に富む御発言をいただけたこと、大変感謝しております。環境省と致しましても、引き続き皆様との共通認識を念頭に、リスクコミュニケーションの推進に取り組んでまいりたいと考えております。また、本年、先ほど話題提供で紹介させていただきましたように、第五次環境基本計画の策定、そしてまた化管法の見直し作業も予定されております。また、海外に目を転じますと、2020年以降の国際的化学物質管理に関する枠組みに関する議論も本格化する年となります。こうした状況を踏まえつつ、化学物質に関する国民の安

全・安心の確保に向けて、引き続き委員の皆様方の活発な御議論をいただくことをお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(事務局) ありがとうございました。それでは、以上をもちまして第13回「化学物質と環境に関する政策対話」を終了致します。傍聴の皆様にアンケート用紙を配付しておりますので、ぜひ御記入いただきまして、お帰りの際、受付まで御提出いただきますようお願い致します。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

以上